解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

香川県高松市古新町一番地八

特定非営利活動法人蒼樹

代表清算人　喜田里津子

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

香川県高松市西宝町二丁目六番四〇号

財団法人高松教育振興会

清算人　山本　正幸

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月二日開催の臨時総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

佐賀県神埼市神埼町枝ヶ里一五五番地一

社団法人神埼地区交通安全協会

代表清算人　石井　輝男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

沖縄県名護市宮里六丁目一番八号真栄田ビル一Ｆ

医療法人よなみね歯科

清算人　與那嶺　修

解散公告（第二回）

当財団法人は、平成二十三年四月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当財団法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

仙台市青葉区片平二丁目一番一号東北大学素材工学研究所内

財団法人素材工学研究会

代表清算人　早稲田嘉夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月二十八日開催の理事会の決議並びに福島県知事の承認を得て、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

福島県福島市渡利字七社宮一一一番地

財団法人福島県傷痍軍人会

代表清算人　奥山　義章

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月十六日開催の総会の決議により同月三十一日をもって解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

埼玉県桶川市鴨川二丁目一九番八号

社団法人埼玉県園芸協会

清算人　野口　洋子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

東京都千代田区三番町七番地一朝日三番町プラザ五〇三

特定非営利活動法人日本葬祭情報管理協議会

清算人　中村　麻美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

石川県珠洲市野々江町セの部一七番一地珠洲市健民体育館内

財団法人珠洲市スポーツ振興事業団

清算人　橋本　良助

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

静岡市葵区流通センター一の一　魚市静岡魚市株式会社内

社団法人静岡県魚市場協会

代表清算人　白井　康晴

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日寄付行為の定めにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

静岡県伊豆市上船原一四〇八番地の一

財団法人上船原振興会

清算人　落合　正幸

解散公告（第二回）

当公社は、国土交通省四国地方整備局長の認可を受け、平成二十三年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

香川県高松市松島町一丁目一七番二八号

清算人　高木　孝征

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

東京都港区芝公園二丁目一一番一四

特定非営利活動法人フルーツＥＣＯ協会

清算人　鈴木　篤

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

東京都台東区東上野三丁目三七番九号かみちビル六Ｆ

特定非営利活動法人スポーツファミリージャパン

清算人　竹内　一勝

解散公告（第三回）

当財団は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

大阪市中央区大阪城三番一号

財団法人大阪城ホール

清算人　生田　末治

解散公告（第三回）

当法人は、定款三十八条の規定（この法人の存続期間は、平成二十三年三月三十一日までとする。）により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十六日

鳥取県鳥取市東品治町一〇二番地明治安田生命鳥取駅前ビル三階

社団法人鳥取県高齢・障害者雇用促進協会

代表清算人　有田　勝徳